

指定廃棄物の最終処分場選定に関する意見書

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うものとされている。栃木県内で一時的な保管が長期化している多量の指定廃棄物や農林業系副産物等可燃性廃棄物の処理を迅速に進めるためには、県内のいずれかの場所に最終処分場を設置しなければならないとされている。

平成25年2月の選定プロセス見直し後、指定廃棄物処分等有識者会議や栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議等が開催され、県内における指定廃棄物最終処分場設置のための検討が重ねられてきた。

そして、今般、塩谷地区が詳細調査候補地として選定されたものであるが、候補地に選定された塩谷町上寺島の至近には、環境省が選定した日本名水百選「尚仁沢湧水群」がある。この湧水は、塩谷町のみならず、栃木県を代表する観光資源であり、様々な影響が生じることが危惧される。また、樹齢数百年のブナの原生林である付近一帯は、荒川水系の水源として、農業用水の貴重な供給源となっているため、下流の米作等への影響も懸念されるところである。日光市にとっても、隣接していることから、農林業や観光業など、風評被害によって大きな打撃を受けることが懸念される。

隣接する本市として、地域住民の不安はいかばかりであるか、察するに余りある。

環境省は、平成25年2月の選定プロセス見直し後、県内の当事者と慎重に検討を重ねてきたところであるが、候補地選定にあたって今後更に慎重を期すことで、地元住民の不安を払拭し、栃木県全体としての合意形成を図ることが切に求められる。

よって、指定廃棄物の最終処分場候補地選定に当たり、国に対し、更なる慎重かつ丁寧な対応を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月17日

栃木県日光市議会

衆議院議長 }
参議院議長 } あて
内閣総理大臣 }
環境大臣 }